

青森県報

号外第二十四号

平成二十一年
三月三十日
(月曜日)

目 次

訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 一

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 一

診療手当支給規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 九

危険作業手当支給規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 一〇

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 一〇

教育委員会

産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則…………… (職員福利課) …… 二

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 三

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三

学校職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三

訓

令

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「規定」の下に「（勤務時間が正職員の例によらないものにあつては、勤務規程第七条の三第六項及び第七項の規定を除く。）」を加える。

別表の年次休暇の項中「二十日」の下に「（勤務時間が一週間当たり三十時間未満であるものにあつては、別に定める日数）」を加え、同表の特別休暇の項中「証人」を「裁判員、証人」に、



に達するまでの子（配偶者）を「中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者）」に、「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第四条」を「第十一条」に改め、同表の備考一中「及び小学校就学」を「及び中学校就学」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表の特別休暇の項の改正規定（「証人」を「裁判員、証人」に改める部分に限る。）は、同年五月二十一日から施行する。

青森県訓令甲第九号

各 出 先 機 関
庁 中 一 般

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中、「以下「勤務時間条例」という。」を削る。

第六条を削る。

第七条第一項第二号を次のように改める。

二 福祉業務手当

第七条第一項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 狂犬病予防等作業手当

六 犯則取締等手当

七 実習指導補助手当

第七条第一項中第十号から第十六号までを削り、第十七号を第八号とし、同条第二項を次のように改める。

2 あすなる医療療育センター又はさわらび医療療育センターに勤務する看護助手

（技能技師のうち看護補助業務従事の発令を受けている職員をいう。）が、看護補助業務に従事したときは、福祉業務手当を支給するものとし、その額は、勤務一月

につき一万二千六百円（再任用短時間勤務職員にあつては、当該業務に従事した日

一日につき六百円）とする。

第七条第三項から第九項までを削り、同条第十項中「又はねこ」を「若しくはねこ」

に、「又は収容」を「若しくは収容又は収容した犬若しくはねこの殺処分」に、

「野犬捕獲等作業手当」を「狂犬病予防等作業手当」に、「四百三十円」を「三百

円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「人事

委員会規則七 一四八（農業者育成業務手当）第三条」を「人事委員会規則七 一

三五（実習指導手当）第三条第二項」に、「農業者育成業務補助手当」を「実習指

導補助手当」に、「五百円（一日の従事時間が三時間に満たない場合にあつては、

二百五十円）」を「三百円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十三項中「農

業者育成業務補助手当」を「実習指導補助手当」に改め、「統合庶務システム」の下に「（通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 福祉業務手当が支給される職員については、他の特殊勤務手当を支給しない。

7 職員が同一の日において、特殊勤務手当（以下、この項において「手当」という。）

が支給される業務等（福祉業務手当に係るものを除く。）に二以上従事した場合に

あつては、その従事した業務等に係る手当のうち最も多額のもののみを支給するこ

ととし、他の手当は支給しない。この場合において、最も多額のものが二以上ある

ときは、いずれか一の手当を支給することとし、他の手当は支給しない。

第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「一般職員」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例

第三十七号）の適用を受ける者（以下、「一般職員」という。）」に、「給料の月額」

を「給料月額」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「別表第八」を「別表第六」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十

条とする。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二(第二条、第五条関係)

技 能 職 等 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	121,600	172,600	194,800	247,700	279,700
	2	122,500	174,100	196,200	249,100	281,600
	3	123,500	175,600	197,600	250,500	283,500
	4	124,400	177,100	199,000	251,900	285,400
	5	125,400	178,500	200,500	253,100	287,300
	6	126,400	180,000	202,000	254,400	289,200
	7	127,400	181,500	203,500	255,700	291,100
	8	128,400	183,000	205,000	257,000	293,000
	9	129,200	184,500	206,500	258,100	294,700
	10	130,200	185,700	208,100	259,400	296,500
	11	131,200	187,000	209,700	260,700	298,300
	12	132,300	188,300	211,300	262,000	300,100
	13	133,300	189,700	212,700	263,100	301,700
	14	134,100	190,800	214,400	264,300	303,400
	15	135,100	192,000	216,100	265,500	305,100
	16	136,100	193,200	217,800	266,700	306,800
	17	137,200	194,400	219,300	267,900	308,400
	18	138,400	195,600	220,500	269,100	310,100
	19	139,600	196,700	221,700	270,300	311,800
	20	140,800	197,800	222,900	271,500	313,500
	21	141,900	198,800	224,200	272,500	315,000
	22	143,100	200,000	225,800	273,600	316,500
	23	144,300	201,200	227,400	274,700	318,000
	24	145,500	202,400	229,000	275,800	319,500
	25	146,700	203,600	230,700	276,900	321,100
	26	148,200	204,900	232,200	278,000	322,600
	27	149,700	206,200	233,700	279,100	324,100
	28	151,200	207,500	235,200	280,200	325,600
	29	152,600	208,800	236,600	281,300	327,200
	30	154,100	210,100	238,000	282,400	328,800
	31	155,600	211,400	239,400	283,500	329,500
	32	157,100	212,700	240,800	284,600	331,100
	33	158,600	213,800	242,100	285,500	332,400
	34	160,400	215,200	243,500	286,600	333,700
	35	162,200	216,600	244,900	287,700	335,000
	36	164,000	218,000	246,300	288,800	336,300
	37	165,800	219,200	247,600	289,700	337,600
	38	167,500	220,500	249,000	290,700	338,900
	39	169,200	221,800	250,400	291,700	340,200
	40	170,900	223,100	251,800	292,700	341,500
	41	172,500	224,200	253,000	293,600	342,700

再任用職員以外の職員

42	173,900	225,400	254,300	294,600	343,900
43	175,300	226,600	255,600	295,600	345,100
44	176,700	227,800	256,900	296,600	346,300
45	178,200	229,000	258,000	297,400	347,400
46	179,600	230,200	259,200	298,500	348,500
47	181,000	231,400	260,400	299,200	349,600
48	182,400	232,600	261,600	300,100	350,700
49	183,700	233,800	262,900	301,000	351,900
50	184,900	235,000	264,100	301,900	352,900
51	186,100	236,200	265,300	302,800	353,900
52	187,300	237,400	266,500	303,700	354,900
53	188,400	238,600	267,600	304,500	355,900
54	189,500	239,600	268,800	305,300	356,800
55	190,600	240,600	270,000	306,100	357,700
56	191,700	241,600	271,200	306,900	358,600
57	192,800	242,700	272,200	307,700	359,500
58	193,900	243,700	273,300	308,500	360,400
59	195,000	244,700	274,400	309,300	361,300
60	196,100	245,700	275,500	310,100	362,200
61	197,200	246,700	276,600	310,700	363,100
62	198,100	247,600	277,700	311,400	364,000
63	199,000	248,500	278,800	312,100	364,900
64	199,900	249,400	279,900	312,800	365,800
65	200,600	250,400	281,000	313,500	366,500
66	201,400	251,200	281,900	314,100	367,100
67	202,200	252,000	282,800	314,700	367,700
68	203,000	252,800	283,700	315,300	368,300
69	203,800	253,600	284,600	316,000	368,800
70	204,400	254,200	285,400	316,500	
71	205,000	254,800	286,200	317,000	
72	205,600	255,400	287,000	317,500	
73	206,300	255,900	287,900	317,800	
74	207,000	256,400	288,700	318,300	
75	207,700	256,900	289,500	318,800	
76	208,500	257,400	290,300	319,300	
77	208,900	258,000	291,100	319,600	
78	209,600	258,500	291,700	320,000	
79	210,300	259,000	292,300	320,400	
80	211,000	259,500	292,900	320,800	
81	211,700	259,900	293,400	321,300	
82	212,400	260,200	294,000	321,700	
83	213,100	260,500	294,600	322,100	
84	213,800	260,800	295,200	322,500	
85	214,500	261,200	295,700	322,900	
86	215,200	261,600	296,300	323,300	
87	215,900	262,000	296,900	323,700	
88	216,600	262,400	297,500	324,100	
89	217,200	262,600	297,900	324,400	
90	217,800	263,000	298,400	324,800	

再任用職員						
	91	218,400	263,400	298,900	325,200	
	92	219,000	263,800	299,400	325,600	
	93	219,500	264,200	299,900	325,900	
	94	220,000	264,600	300,400	326,300	
	95	220,500	265,000	300,900	326,700	
	96	221,000	265,400	301,400	327,100	
	97	221,600	265,600	301,800	327,400	
	98	222,100	265,900	302,300	327,800	
	99	222,600	266,200	302,800	328,200	
	100	223,100	266,500	303,300	328,600	
	101	223,700	266,900	303,700	328,900	
	102	224,300	267,200	304,100		
	103	224,900	267,500	304,500		
	104	225,500	267,800	304,900		
	105	225,900	268,100	305,300		
	106	226,400	268,400	305,700		
	107	226,900	268,700	306,100		
	108	227,400	269,000	306,500		
	109	227,800	269,300	306,900		
	110	228,300	269,600	307,300		
	111	228,800	269,900	307,700		
	112	229,300	270,200	308,100		
	113	229,800	270,500	308,400		
	114	230,300	270,800	308,800		
	115	230,800	271,100	309,200		
	116	231,300	271,400	309,600		
	117	231,700	271,700	309,900		
	118	232,100	272,000	310,300		
	119	232,500	272,300	310,700		
	120	232,900	272,600	311,100		
	121	233,300	272,800	311,400		
	122		273,100	311,800		
	123		273,400	312,200		
	124		273,700	312,600		
	125		273,800	312,800		
	126		274,100	313,200		
	127		274,400	313,600		
	128		274,700	314,000		
	129		274,800	314,200		
	130		275,100	314,600		
	131		275,400	315,000		
	132		275,700	315,400		
	133		275,800	315,600		
	134		276,100			
	135		276,400			
	136		276,700			
	137		276,800			
		192,700	204,200	226,400	-	-

別表第三 (第三条関係)

級 別 標 準 職 務 表

職 務 の 級	標 準 的 な 職 務
1 級	技能技師、技能主事等の職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事等の職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事等の職務
4 級	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師等の職務
5 級	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師等の職務

職 務 の 級		1 級	2 級	3 級	4 級
1 級	2 級	9	12	知事が定 別に定 める。	
0	9	12	知事が定 別に定 める。		
0	12	12	知事が定 別に定 める。		
0	12	13	知事が定 別に定 める。		
0	13				

雇 員 中

也

職 務 の 級				
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	2	6	知事が定 別に定 める。	知事が定 別に定 める。
0	2	8	知事が定 別に定 める。	知事が定 別に定 める。
0	5	6	知事が定 別に定 める。	知事が定 別に定 める。
0	5	11	知事が定 別に定 める。	知事が定 別に定 める。
0	5	6	知事が定 別に定 める。	知事が定 別に定 める。
0	6	11	知事が定 別に定 める。	知事が定 別に定 める。
0	6	6	知事が定 別に定 める。	知事が定 別に定 める。
0	6	12	知事が定 別に定 める。	知事が定 別に定 める。

別表第六を次のように改める。

リ ン ン ン

別表第六 (第九条関係)

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 時 号 給 対 応 表				
	2級	3級	4級	5級	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	2	1	1	1
11	1	3	1	1	1
12	1	4	1	1	1
13	1	5	1	1	1
14	1	6	1	1	1
15	1	7	1	1	1
16	1	8	1	1	1
17	1	9	1	1	1
18	1	10	1	1	2
19	1	11	1	1	3
20	1	12	1	1	4
21	1	13	1	1	5
22	1	14	1	1	6
23	1	15	1	1	7
24	1	16	1	1	8
25	1	17	1	1	9
26	1	18	1	1	10
27	1	19	1	1	11
28	1	20	1	1	12
29	1	21	1	1	13
30	1	22	2	2	14
31	1	23	3	3	14
32	1	24	4	4	14
33	1	25	5	5	15
34	1	26	6	6	15
35	1	27	7	7	16
36	1	28	8	8	16
37	1	29	9	9	17
38	2	30	10	10	17
39	3	31	11	11	18
40	4	32	12	12	18
41	5	33	13	13	19
42	6	33	14	14	19
43	7	34	15	15	20
44	8	34	16	16	20
45	9	35	17	17	21
46	10	35	18	18	22

47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32
64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	34
69	33	53	41	34
70	34	53	42	34
71	35	54	43	35
72	36	54	44	35
73	37	55	45	35
74	38	55	46	36
75	39	56	47	36
76	40	56	48	36
77	41	57	49	37
78	41	57	50	37
79	42	58	51	37
80	42	58	52	37
81	43	59	53	38
82	43	59	54	38
83	44	60	55	38
84	44	60	56	38
85	45	61	57	39
86	45	61	58	39
87	46	61	59	39
88	46	62	60	39
89	47	62	61	40
90	47	62	61	40
91	48	63	62	40
92	48	63	62	40
93	49	63	63	41
94	49	64	63	41
95	50	64	64	41
96	50	64	64	42
97	51	65	65	42
98	51	65	65	42

99	52	65	66	43
100	52	65	66	43
101	53	66	67	43
102	53	66	67	43
103	53	66	68	
104	54	66	68	
105	54	67	69	
106	54	67	70	
107	55	67	71	
108	55	67	72	
109	55	68	73	
110	56	68	73	
111	56	68	74	
112	56	68	74	
113	57	69	75	
114	57	69	75	
115	58	69	76	
116	58	69	76	
117	59	70	77	
118	59	70	78	
119	60	70	79	
120	60	70	80	
121	61	71	81	
122		71	82	
123		71	83	
124		71	84	
125		72	85	
126		72	85	
127		72	86	
128		72	86	
129		73	87	
130		73	87	
131		73	88	
132		74	88	
133		74	89	
134		74		
135		75		
136		75		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第七及び別表第八を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 次項に規定する職員を除き、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)(が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員は施行日における職務の級(以下「新級」という。))は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

3 旧級が一級であった職員の新級は、施行日の前日においてその者が受けていた附則別表第一に掲げられている号給に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。(号給の切替え)

4 施行日の前日において技能職員等の給与に関する規程(以下「規程」という。)(別表第二の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。))は、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。))に応じて附則別表第二に定める号給とする。(施行日前の異動者の号給の調整)

5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び知事の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 附則第二項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

7 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(知事が定める職員を除く。)(には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事の定めるところにより、同項の規定に準じて、

給料を支給する。

(再任用職員の給料月額に関する特例)

9 平成二十五年三月三十一日までの間における規程第五条第一項に規定する再任用職員の改正後の規程別表第二の規定の適用については、「204,200」とあるのは「214,600」、「226,400」とあるのは「236,800」とする。(施行事項)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表第一 (附則第二項、第三項関係)

職務の級の切替表

旧級	新級
1級 1号給から580号給まで	1級
1級 81号給から109号給まで	2級
2級	3級
3級	4級
4級	5級

附則別表第二(附則第四項関係)
号 給 の 切 替 表

技能職等給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	2	1	1	1
3	3	1	1	1
4	4	1	1	1
5	5	1	1	1
6	6	1	1	1
7	7	3	1	1
8	8	4	1	1
9	9	5	1	1
10	10	6	1	2
11	11	8	1	3
12	12	9	1	5
13	13	10	1	6
14	14	11	1	7
15	15	12	2	8
16	16	13	4	9
17	17	15	5	10
18	18	16	7	11
19	19	17	8	12
20	20	18	10	14
21	21	20	11	15
22	22	21	13	16
23	23	23	15	18
24	24	24	16	19
25	25	25	18	20
26	26	26	19	21
27	27	27	21	23
28	28	28	23	24
29	29	29	25	25
30	30	31	26	27
31	31	32	28	28
32	32	33	30	30
33	33	34	31	31
34	34	35	33	33
35	35	36	35	34
36	36	37	37	36
37	37	38	38	37
38	38	39	40	39
39	39	40	42	40
40	40	42	44	42
41	41	43	46	44
42	42	44	48	45
43	43	45	50	47
44	44	46	52	49
45	45	47	54	50
46	46	48	56	52
47	47	50	58	54
48	48	51	60	55

49	49	52	62	57
50	50	53	65	59
51	51	54	67	60
52	52	55	70	61
53	53	56	74	62
54	54	57	77	64
55	55	58	81	65
56	56	60	85	67
57	57	61	89	68
58	58	62	92	69
59	59	63	95	69
60	60	64	99	69
61	61	65	101	69
62	62	66	101	69
63	63	67	101	69
64	64	68	101	69
65	65	69	101	69
66	66	70	101	69
67	67	71	101	69
68	68	72	101	69
69	69	74	101	69
70	70	75	101	69
71	71	76	101	69
72	72	77	101	69
73	73	78	101	69
74	74	78	101	69
75	75	79	101	69
76	76	80	101	69
77	77	81	101	69
78	78	82	101	69
79	79	82	101	69
80	80	83	101	69
81	81	83	101	69
82	82	84	101	69
83	83	85	101	69
84	84	86	101	69
85	85	86	101	69
86	86	87	101	69
87	87	88	101	69
88	88	88	101	69
89	89	89	101	69
90	90	90	101	69
91	91	90	101	69
92	92	91	101	69
93	93	92	101	69
94	94	93	101	69
95	95	94	101	69
96	96	94	101	69
97	97	95	101	69
98	98	95	101	69
99	99	96	101	69
100	100	97	101	69
101	101	97	101	69
102	102	98	101	69

103	56	99	101	
104	56	100	101	
105	57	100	101	
106	58	101	101	
107	58	102	101	
108	59	103	101	
109	59	104	101	
110		105	101	
111		106	101	
112		107	101	
113		107	101	
114		108	101	
115		109		
116		110		
117		111		
118		111		
119		112		
120		113		
121		114		
122		115		
123		116		
124		116		
125		118		

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

診療手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

診療手当支給規程の一部を改正する訓令

診療手当支給規程（昭和二十七年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条」を「第十四条」に改める。

第三条第一項中「次に掲げる額」を、「別表第二に定める職員が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、当該患者の診療に従事した場合の勤務一回につき千六百二十円として計算して得た額」に改め、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「別表第一に定める額」とあるのは、「別表第一に定める額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とする。

第四条第二項中「及び前条第一号の額」を削り、「週休日」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定による週休日」に改める。

別表第一中

地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長及びこども相談総室長、環境保健センター所長、精神保健福祉センター所長、あすなる医療療育センター所長、さわらび医療療育センター所長

六五、〇〇〇円

を

精神保健福祉センター所長、あすなる医療療育センター所長、さわらび医療療育センター所長

八〇、〇〇〇円

に、「十一年以上」

地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、こども相談総室長及び福祉こども総室長、環境保健センター所長

六五、〇〇〇円

を「十一年以上」に、「十一年未満」を「十年未満」に改める。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

危険作業手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

危険作業手当支給規程の一部を改正する訓令

危険作業手当支給規程（昭和三十三年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第十号」を「第一条第六号」に改める。

第一条中「地域連携部、地域健康福祉部、」及び「環境保健センター」を削る。
第三条第三号を次のように改める。

三 十一月から翌年の四月までの期間内における滑走路の摩擦係数を測定する作業
第三条第四号を削る。
第四条を次のように改める。
（手当の額）

第四条 手当の額は、前条各号に掲げる作業に従事した日一日につき三百円とする。
第五条中「地域連携部長、地域健康福祉部長、」及び「環境保健センター所長」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

船舶の	乗組む者		漁業取締船に	夏 服	船 員 服	帽 子	制帽、防寒帽各一
	雨 合 羽	防 寒 衣	作 業 服	一	一	一	一般海員型
	ゴ ム 長 靴	一	一	一	一	一	上衣、ズボン、ジ ヤンパー各一
	皮 靴	一	一	一	一	一	
		二年	二年	二年	二年	二年	
		一年	一年	一年	一年	一年	
		二年	二年	二年	二年	二年	

乗組職 員	
試験船又は実習用船舶に乗り組む者	帽子 作業服 船員服 作業服 外とう 雨合羽 ゴム長靴 皮靴
—	—
三年	三年
制帽、防寒帽各一	一般海員型 上衣、スポン、ジャ ンパー各一 ダブル型

を

船舶の乗組職員	
帽子 船員服 夏服 作業服 防寒衣 雨合羽 ゴム長靴 皮靴	二 三年 三年 二年 二年 二年 一年 二年
—	—
三年	三年
制帽、防寒帽各一 一般海員型	上衣、スポン、ジ ヤンパー各一

に、

「オフィスビジネス系事務科」を「オフィスビジネス系OA事務科」に改め、「工業総合研究センター、農林総合研究センター、水産総合研究センター又はふるさと食品研究センター」、「農林総合研究センターに勤務する職員にあつては、農業経営等の調査研究を除く。」、「農林総合研究センター（林業試験場木材加工部に限る。）」又は「及び農林総合研究センターに勤務する職員で農業経営等の調査研究に従事する者」を削る。

別表第二企画政策部政策調整課の項を削り、同表児童相談所、子ども自立センター、みらい、農業大学校、営農大学校の項中、「農業大学校」を削り、同表工業総合研究センター（弘前地域技術研究所及び八戸地域技術研究所に限る。）、農林総合研究センター（林業試験場に限る。）、水産総合研究センター（内水面研究所を除く。）、ふるさと食品研究センター（農産物加工指導センターを除く。）、農林総合研究センター（病害虫防除室、グリーンバイオセンター、畑作園芸試験場、フラワーセンター、りんご試験場、畜産試験場及び林業試験場を除く。）、の項及び農林総合研究センター（畑作園芸試験場、フラワーセンター及びりんご試験場に限る。）、の項を削り、

同表農林総合研究センター（病害虫防除室及び畑作園芸試験場に限る。）の項中「農林総合研究センター（病害虫防除室及び畑作園芸試験場に限る。）」を「病害虫防除所」に改め、同表農林総合研究センター（グリーンバイオセンターに限る。）の項からふるさと食品研究センター（農産物加工指導センターに限る。）の項までを削る。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育委員会

産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則

（産業教育手当支給規則の一部改正）

第一条 産業教育手当支給規則（昭和三十三年一月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「給料月額に百分の十を乗じて得た額」を「一万二千六百円（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二十一条ただし書の規定により定めら

れたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」に、「の産業教育手当の月額は、その者の給料月額に百分の六を乗じて得た額とする」を「には支給しない」に改める。

第二条中「教頭、」を削る。

(定時制通信教育手当支給規則の一部改正)

第二条 定時制通信教育手当支給規則(昭和三十五年十一月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(支給額)

第二条 定時制通信教育手当の月額は、一万二千六百円(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、この額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、この額に職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)第十七条(同条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則(昭和五十五年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を削り、同条第二項中「本務として夜間における定時制の課程の勤務」を「青森県立八戸水産高等学校の実習船による漁業実習」に、「学校職員の特殊勤務手当(昭和二十七年六月青森県人事委員会規則七一〇)第二条第八号の適用を受ける職員の例」を「教育委員会が別に定めるところ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「指定する出先機関において」を「別に定める」に改める。

第九条第四項中「整理作業」を「整理及び図版作成の作業」に改める。

第十三条第二号中「期限付臨時職員」の下に「(十五日未満の職員を除く。)」を、「規定」の下に「(勤務時間が正職員の例によらないものにあつては、服務規程第七条の二第六項及び第七項の規定を除く。)」を加え、同条第三号中「日々雇用職員」の下に「及び十五日未満の職員」を加える。

別表年次休暇の項中「二十日」の下に「(勤務時間が一週間当たり三十時間未満であるものにあつては、別に定める日数)」を加え、同表特別休暇の項中「証人」を

「裁判員、証人」に、「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者）」を「中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者）」に、「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第四条」を「第十一条」に改め、同表備考一中「及び小学校就学」を「及び中学校就学」に改める。

第五号様式中「四」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表特別休暇の項の改正規定（「証人」を「裁判員、証人」に改める部分に限る。）は、同年五月二十一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

庁 内 一 般
教 育 事 務 所
各 関 係 学 校

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県教育委員会

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

臨時職員の給与に関する規程（昭和三十六年七月青森県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第七条第二項中「第十九条第四項」を「第十九条第五項」に改め、同条を第六条とする。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般
教 育 事 務 所

各 関 係 学 校

学校職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県教育委員会

学校職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令

学校職員特殊勤務手当支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この規程は、」の下に「職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以下「条例」という。）第十八条、技能職員等の給与に関する規則（昭和五十五年三月青森県教育委員会規則第四号）第二条第二項及び」を加え、「規則」を「人事委員会規則」に改め、「以下「職員」という。）」を削る。

第二条を次のように改める。

（実習船の乗組職員に対する手当の日額等）

第二条 条例第十八条第一項第五号の手当は、漁業実習指導に従事する実習船の乗組職員に次の各号に掲げる区分に応じて支給し、当該各号に掲げる日額とする。

一 遠洋漁業実習において当該職員の職務に従事する場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 航海中 六百円
ロ 操業中 次の表に掲げる額

職 種	金 額
船長	五、二八〇円
機関長	四、二〇〇円
通信長	三、二四〇円
一等航海士 一等機関士	二、五二〇円

二等航海士 二等機関士 船舶通信士 甲板員(甲板長) 機関員(操機長)	一、二八〇円
甲板員(司厨長・甲板次長)	一、一〇〇円
甲板員(冷凍作業に従事する者)	一、六二〇円
甲板員 機関員	一、一〇〇円

二 沿岸漁業実習(操業中に限る。)において当該職員の仕事に従事する場合 三
百円

第三条を削る。

第四条の見出しを「(整理簿への記録及び保管)」に改め、同条第一項中「第二号様式による」を「確認のうえ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加え、同条を第三条とする。

2 人事委員会規則第一条第一号から第四号までの手当に係る前項の整理簿は、第一号様式によるものとする。

第一号様式及び第二号様式の一を削る。

第二号様式の二中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式の注の1中「第2条第3号、第2条第4号、第2条第5号、第2条第7号または第2条第9号」を「第2条第2号から第4号まで」に改め、同注の2を同注の3とし、同注の1の次に2として次のように加え、同様式を第一号様式の二とする。

2 人事委員会規則7 10(学校職員の特殊勤務手当)第2条第4号の手当額は、勤務日数が15日以上の場合は月額12,600円とし、15日未満の場合は勤務した日1日につき600円として計算して得た額とする。

第二号様式の三中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を第一号様式の二とする。

第二号様式の一を削る。

附 則

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 実習船の乗組職員に対する漁ろうし手当支給規程(昭和四十七年十月青森県教育委員会訓令甲第十四号)は、廃止する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭